賀正

辛酉元旦

東京市本所區林町二ノ八七
自由勞働者組合本部

吉川芳郎
野口一雄
竹内　良
渡邊鐵治
小笠原元榮
角田清彦
平野重吉

謹賀新年
御めでたう存じます!!
大正拾年は拘留署監房
にて迎ふ
監房も静かになりし為ノ時
にこそ征服!! 自由の為め
労農会[illegible]存在を叫ぶ!

宣言

羈絆に虐げられた俺達は、資本主義組織の正體を確に掴んだ。

過去の凡ての經驗は、俺達に明確な方向を教へた。

俺達は現在の苦痛から逃れるため不斷に反抗した。今や資本主義の矛盾は暴露し初めた。

社會の破壞に伴ふ叫喚は鳴り響く。俺達は奪はれたる正義と自由を、還す可く斷乎として彼等に挑戰する。

俺達は俺達の自身の偉力を知る。俺達の徹底的解放は、只々勇敢な鬪爭の進路によつてのみ獲得られる。俺達は腐れ朽つた資本主義に最後の止めを刺す可くこゝに團結を宣言する。

過去になつた「自由勞働者組合」とは總ての關係外になることを宣言する。

綱領

一、俺達自由勞働者は今迄の羈絆から目覺めて眞の人間生活を期す。

一、俺達は、非道な今の請負制度を打ち破る。

一、俺達は何處でも正義と自由の行動を執る。

規約

第一條　本同盟は自由勞働者同盟と稱す。

第二條　本同盟は人夫、車力、馬方、土工、小揚及びこれと境遇を同じくする一般の勞働者を以て組織す。

第三條　本同盟に世話人若干名を置く。

第四條　世話人は協議、會計の事務を處理す。

第五條　本同盟は、適當なる機會に隨時「自由勞働者リーフレツト」を發行す。

第六條　本同盟は、同盟員が雇傭關係について侮辱を加へられある時又は生じたる場合には、直ちに世話人に通報し團結の力により綱領の實現を期す。

第七條　本同盟は、相互扶助の目的を以て、同盟員が疾病に罹り或は天災地變に遭ひたる時は協力その救濟の道を講ず。

第八條　本同盟は、毎月二回(第一、第三日曜日)に例會を開催し相互の親睦を圖る。又適時大會を開催し重要事項を審議す。

但、緊急の場合は各部の決議を以て同盟の決議となす。

第九條　本同盟は、第五、六、七條の場合に限り臨時適當の方法を以て醵金す。

第十條　本同盟員にして、規約を紊り、同盟の體面を汚すと認むる時は、大會の決議に因り除名又は相當の制裁を加ふ。

第十一條　本規約は、臨時、大會の決議に依り改正することある可し。

第十二條　本同盟に加盟せんとするものは、加盟申込書に適宜記入申込む可し。

第十三條　本同盟は、富川町部、花町部、三河町部、朝鮮部より成り、當分本部を「深川區富川町二十一番地」に置く。但、本部は臨時各部に移轉を得、又適所に各部を新設す。

發起世話人（イロハ順）

富川町部	石井龍太郎	伊藤　英治	堀川　清
	加[illegible]一之助	[illegible]　祥次	倉地　啓司
	阪野　良三	阪野　八郎	
花町部	多川[illegible]次郎	鈴木　要	・鈴木　三藏
三河町部	石山　政義	伊藤　[illegible]郎	中瀬　哲
	山田　鐵郎	北山　理一	附　芳雄
朝鮮部	白　武	孫　松元	

自由勞働者同盟

加盟申込書

綱領の實現を期し、加盟いたします。

住所

姓名

大正十一年　月　日

自由勞働者同盟御中